公　　示

（中鳥地区周辺除草外委託について）

次のとおり公示します。

令和　８年１０月２７日

四国地方整備局
徳島河川国道事務所長　山本　浩之

１．委託概要

(1) 委 託 名　　中鳥地区周辺除草外委託

(2) 委託内容　　徳島河川国道事務所が管理する吉野川水系吉野川（徳島県美馬市美馬町中鳥地先）における親水として利用されている箇所の点検のための除草を河川法第９９条に基づき、河川協力団体、一般財団法人又は一般社団法人（以下、「河川協力団体等」という。）に委託するものである。

(3) 委託場所　　徳島県美馬市美馬町中鳥地先

(4) 委託期間　　契約締結の翌日から令和　９年　３月１２日まで

２．委託先となる河川協力団体等の要件

申請資料を提出しようとする河川協力団体等は､以下の要件を満たしているものとする。

(1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人及び一般財団法人については、河川法第９９条第１項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者であること。

(3) 当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 申請書等の提出期限の日から資格の確認結果通知の日までの期間に、四国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 申請資料を提出し、要件を満たしていることを証明した者であること。

(8) 説明書等の交付を直接受けた者であること。

３．委託先の選定

申請資料をもとに審査を行い、委託先を選定するものとする。

(1) 上記２．に規定する要件並びに河川協力団体にあっては指定の有無、一般社団法及び一般財団法人にあっては、河川協力団体指定準則第４（一、四、五、七）に規定する内容を審査する。

(2) (1)に規定する審査を行った結果、委託先として適切と判断された河川協力団体等については、説明書に規定する活動実績及び活動実施体制について、採点を行う。

(3) 審査及び採点の結果、複数の河川協力団体等が選定された場合には、選定された団体数に応じて委託場所を分割し委託する。

４．手続き等

(1) 担当部局

〒７７０－８５５４ 徳島県徳島市上吉野町３丁目３５
四国地方整備局　徳島河川国道事務所　河川管理課
電話　　０８８－６５４－９２６６（直通）
メールアドレス：skr-tokusa52@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び交付方法

1) 交付期間：令和　８年１０月２７日（火）から令和　８年１１月１２日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
９時００分から１７時００分まで。

2) 交付場所：〒７７０－８５５４ 徳島県徳島市上吉野町３丁目３５
四国地方整備局　徳島河川国道事務所　３階　河川管理課内
〒７７９－４１０１ 徳島県美馬郡つるぎ町貞光馬出９１－１
四国地方整備局　徳島河川国道事務所　吉野川上流出張所内

3) 交付方法：郵送又は手渡しにより交付する。

(3) 委託先選定のための申請資料の提出期間、場所及び方法

1) 提出期間：令和　８年１０月２８日（水）から令和　８年１１月１２日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
９時００分から１７時００分まで。

2) 提出場所：(2)2)と同じ。

3) 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出すること。

５．その他

(1) 委託費は実費相当額とし、委託先として選定された河川協力団体等と委託費に関する協議を行い、協議書の締結をもって委託するものとする。

また、協議書の締結後に別途、契約担当官と委託先として選定された河川協力団体等との間で委託契約を締結するものとする。

(2) 提出された申請資料は返却しない。

(3) 詳細は説明書による。

説　　明　　書

四国地方整備局徳島河川国道事務所の中鳥地区周辺除草外委託に係わる公示に基づく公募については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

１．公示日　　令和　８年１０月２７日

２．公示者　　四国地方整備局　徳島河川国道事務所長　山本　浩之
徳島県徳島市上吉野町３丁目３５

３．委託概要

(1) 委 託 名　　中鳥地区周辺除草外委託

(2) 委託内容　　徳島河川国道事務所が管理する吉野川水系吉野川（徳島県美馬市美馬町中鳥地先）における親水として利用されている箇所の点検のための除草を河川法第９９条に基づき、河川協力団体、一般財団法人又は一般社団法人（以下、「河川協力団体等」という。）に委託するものである。

(3) 委託場所　　徳島県美馬市美馬町中鳥地先

(4) 委託期間　　契約締結の翌日から令和　９年　３月１２日

(5) 本委託を契約する河川協力団体等については、下記４．に示す要件を有することを証明する申請書資料（様式－１、様式－２）をもとに審査及び採点を行い選定する。
審査及び採点の結果、複数の河川協力団体等が選定された場合には、選定された団体数に応じて委託場所を分割し委託する。

(6) 本委託の仕様書は別冊のとおりである。

(7) 担当部局
〒７７０－８５５４ 徳島県徳島市上吉野町３丁目３５
四国地方整備局　徳島河川国道事務所　河川管理課
電話　　０８８－６５４－９２６６（直通）
メールアドレス：skr-tokusa52@mlit.go.jp

４．委託先となる河川協力団体等の要件

申請資料を提出しようとする河川協力団体等は､以下の要件を満たしているものとする。

(1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人及び一般財団法人については、河川法第９９条第１項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者であること。

(3) 当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 申請書等の提出期限の日から資格の確認結果通知の日までの期間に、四国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
(6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
(7) 申請資料を提出し、要件を満たしていることを証明した者であること。
(8) 説明書等の交付を直接受けた者であること。

５．申請資料の提出等

申請資料を提出しようとする河川協力団体等は、上記４．に掲げる要件を有することを証明するため、次に掲げる資料を提出するものとする。

なお､提出期限までに申請資料を提出しない者及び要件を満たさないと認められた者は、委託先として選定することができない。

(1) 提出資料

1) 申請書

2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第９９条第１項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることを証明する書類（河川協力団体指定準則（国水環第６９号平成２５年１０月１５日）第４一、四、五及び七に定める書類）

3) 河川協力団体については、河川協力団体の指定証（写）

記載事項	内容に関する留意事項
１）申請書 ［様式－１］	①様式は［様式－１］とし、必ず団体の代表者印を押印すること。
２）河川協力団体指定準則（国水環第６９号平成２５年１０月１５日)第４一､四､五及び七に定める書類 [様式－２]	①様式は［様式－２］とする。 ※河川協力団体については提出不要
３）河川協力団体の指定証	・河川協力団体の指定を受けている場合は、その証（写）を提出すること。

(2) 提出期間、提出場所及び提出方法

1) 提出期限：令和　８年１０月２８日（水）から令和　８年１１月１２日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１７時００分まで。

2) 提出場所：上記３．(7)と同じ。

3) 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

６．ヒアリング

(1) 以下のとおりヒアリングを行う。

1) 実施場所：四国地方整備局　徳島河川国道事務所　会議室

2）実施日時：令和　８年１１月１８日（水）から令和　８年１１月２０日（金）までの間を予定している。

3）ヒアリング内容：当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制に関すること。

4）出席者：ヒアリングに参加できる人数は３名までとする。

(2) ヒアリング日時等については別途通知する。

(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(4) 申請資料の提出者が１者となった場合はヒアリングの実施を省略する場合がある。なお、ヒアリングの省略時は書面のみを評価するものとし、ヒアリングを省略することは別途通知する。

７．申請資料の審査及び委託先の選定

(1) 上記４．に規定する要件並びに河川協力団体にあっては指定の有無、一般社団法人及び一般財団法人にあっては、河川協力団体指定準則第４（一、四、五及び七）に規定する内容を審査する。

(2) (1)に規定する審査を行った結果、委託先として適切と判断された河川協力団体等については、上記４．(3)で規定する活動実績及び活動実施体制に関する要件の採点を行う。

採点は、以下 1)で定める評価項目及び配点で行う。

1）評価項目及び配点

	項　目	確　認　内　容		配　点
活動実施体制	一　活動場所	次に掲げる場所で、除草を行っていること。 ・吉野川水系 なお、上記以外は資格要件を満たさない。		数値化しない
	二　継続性	近年おおむね５年間にわたり、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。 （配点　３５点）		
		活動実績	①委託内容を実行できる実績であるか。	２０点
		継続性	②過去から継続した実績であるか。	１５点
	三　公共性	二の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。 （配点　１５点）		
		公共性	③活動実績に公共性が認められる。	１５点
活動実績	四　実効性	過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性がみとめられること。 （配点　５０点）		
		実施体制	①過去の実施体制等を勘案し、活動実施計画の適正かつ円滑な実施に必要な体制が確保されている。	２５点

		実施計画	②過去の活動実績等を勘案し、活動実施計画に妥当性がある。	２５点

2）各項目について採点を行い、その合計が６０点以上の場合に要件を満たすものとする。

3）各項目のいずれかで０点となった場合には、要件を満たさないものとする。

4）ヒアリングを行った場合は、ヒアリングの内容も踏まえ審査を行うものとする。

８．選定通知及び理由の説明

(1) 審査及び採点の結果、上記４．の要件を満たす者に対して書面（特定通知書）により、令和８年１１月２６日（木）までにメールにて通知し、その後郵送にて送付する。

(2) 要件を満たさないと認められた者は、当職に対して要件を満たさないと認めた理由等について、次に従い説明を求めることができる。（様式は自由）

1）提出期限：令和　８年１２月　３日（木）　１７時００分

2）提出場所：上記３．(7)と同じ。

3）提出方法：メール又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。
なお、メールによる場合は着信を確認すること。

(3) 当職は、説明を求められたときは、令和　８年１２月１０日（木）までに説明を求めた者に対し、メールにより書面回答する。

９．説明書に対する質問の提出及び回答

(1) この説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）より提出すること。

1）提出期間：令和　８年１０月２８日（水）から令和　８年１１月　４日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
９時００分から１７時００分まで

2）提出場所：上記３．(7)と同じ。

3）提出方法：メール、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出すること。なお、メールによる場合は着信を確認すること。

(2) (1)の質問に対しては、メールにより令和　８年１１月　６日（金）までに書面回答する。

10．その他

(1) 委託費は実費相当額とし、委託先として選定された河川協力団体等と委託費に関する協議を行い、協議書の締結をもって委託するものとする。
また、協議書の締結後に別途、契約担当官と委託先として選定された河川協力団体等の間で委託契約を締結するものとする。

(2) 申請資料に虚偽の記載をした場合においては、申請資料を無効とする。

(3) 申請資料の作成及び提出に関する費用は、申請者の負担とする。

(4) 提出された申請資料は返却しない。なお、提出された申請資料は要件の審査以外に申請者に無断で使用しない。

(5) 申請資料の提出後において、原則として申請資料の差し替え及び再提出は認めない。

様式－１

申請書

１．委託名：中鳥地区周辺除草外委託

２．提出日

・令和＿＿ 年＿＿ 月＿＿日

３．法人等名

・法人等名 ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・代表者名 ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４．活動実績

（１）活動実績及び継続性（活動内容及び活動期間）

・以下に除草に関する具体的な活動実績を記載してください（複数ある場合は複数可、ただし、活動内容ごとにおける活動期間を審査する）。

・除草に関する活動実績は、令和３年～令和７年までの実績（過去５年間）として下さい。

・「 」内に、おおよその活動開始時期を記載してください。

・また、活動期間中の毎年の活動が分かる資料（写し）を添付してください（例：河川管理者等が発行するパンフレット、参加認定証、当該法人等が作成している活動実績報告書等）。

除草に関する実績について

「令和　年　月から提出日まで」

（２）公共性（活動実績）

・「除草に関する実績」について次のいずれかに〇印を付して、（ ）内に具体的な内容を記載してください（複数ある場合は複数可）。

・また、その実績が分かる資料（写し）を添付してください（例：河川管理者等主催のクリーンアップ等河川清掃、水生生物調査等環境調査、防災訓練、委員会等に共催・後援・委員等協力者として参加していることが分かる資料（協議書、申請書、委嘱状、表彰状等））。

①当該実績が、河川管理者が行う活動との共催又は後援となっている等、公式の協力関係が複数回ある。

（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

②当該実績に河川管理者との共同の企画あるいは活動が複数回ある。

（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

③当該実績に関して、河川管理者から協力に関する表彰実績がある。

（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

④上記①②③に準じた河川管理者が認めるような活動実績がある。

（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

５．当該委託に関する活動実施計画

（１）実効性（実施体制、実施計画）

①実施時期、スケジュール

※おおよその活動時期を文章又は表形式により記載願います。

②実施内容と配置人員

※具体的な実施内容と配置人員を記載願います。

※活動内容のイメージが分かる図・写真等があれば貼付願います。

以上。

様式－２

令和　　年　　月　　日

（申請先）
徳島河川国道事務所長 殿

（申請者）
住所または
事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名　　㊞

令和　　年　　月　　日付けで公示のありました「中鳥地区周辺除草外委託」について、関係書類を添えて申請します。

添付書類

１ 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構成員の数が記載されているもの

２ 法人等の監査報告書又は収支計算書

３ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）

４ 暴力団排除に関する誓約書（別紙様式）

５ その他河川管理者が必要と認める書類

仕 様 書

第1章 総側

（適用範囲）

第1条　この仕様書は、徳島河川国道事務所管内における中鳥地区周辺除草外委託に適用する。

（1） 委託場所 徳島県美馬市美馬町中鳥地先（別紙参考図参照）

（2） 委託期間 契約締結の翌日から令和 9 年 3月 12日まで

（仕様書等）

第2条 本委託は、河川の除草、伐木作業を委託するものであり、契約書及び設計図書、本仕様書により実施するものとする。

（補則）

第3条 この仕様書及び設計書に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、担当職員と協議するものとする。

（関係法令の遵守）

第4条 労働基準法、労働安全衛生法、同法施行令及び同法施行規則並びにその他関係法規を遵守しなければならない。

（目的）

第5条 本委託は、親水として利用されている箇所の点検のための除草を実施するものである。

（作業内容の変更）

第6条 本委託における作業数量は、数量総括表のとおりとし現地条件の変更等により必要と認められる場合は、担当職員と協議により、作業数量を変更するものとする。

（現場責任者）

第7条 本委託の現場責任者は、他の作業との兼任を可とするが、本委託に関する連絡体制は常に確保するものとする。

（作業実施計画）

第8条 受託者は、本委託の契約締結後、速やかに作業計画書を作成し、担当職員に提出するものとする。なお、作業計画書には、次のことを明記するものとする。

（1） 現場責任者の氏名及び緊急時の連絡体制及び対応方法

（2） 作業計画（工程表、除草確認時期）

（3） 安全管理（現場管理及び交通管理）

（4） その他

第2章 作業の実施

（作業の実施）

第9条 実施回数 委託期間内で1回実施するものとし、着工前に担当職員と現地立会を行い、立会時の写真を提出するものとする。

作業の実施にあたっては、作業計画書に基づき、施工箇所及び実施時期について担当職員と協議を行い、承諾を受けた後着手するものとする。また、作業にあたっては、歩行者及び車両の通行確保を最優先とするものとし、速やかに作業を実施しなければ

ならない。

（使用機器、資材等）

第１０条　本委託に必要な機械、器具、資材等の使用にかかる費用は、受託者の負担とする。ただし、担当職員の指示があった場合を除く。

（出来高の確認）

第１１条　作業終了（部分終了）の確認は、担当職員の立会いによる。確認の時期については、作業計画書に明記するものとする。

（工程管理）

第１２条　工程管理は作業計画書で行うものとする。なお、受託者は、作業期間に大幅な変更が生じる場合は、変更作業計画書を提出し、担当職員の承諾を得るものとする。

（写真管理）

第１３条　写真管理は次のとおりとする。

着工前・完了写真、作業状況写真について、代表箇所で撮影するものとする。

（報告）

第１４条　受託者は、常日頃から受託区間全体の状況把握に努め、委託作業の執行状況について、担当職員と密に連絡をとるものとする。

（作業完了）

第１５条　委託作業が終了したら、担当職員と現地立会し確認を行うものとし、立会時の写真を提出するものとする。なお、作業完了届けには、次の事項を整理するものとする。

（１）写真（着工前、作業時、完了時）

（２）変更数量総括表

（３）その他

第3章　安全管理

（安全確保）

第１６条　受託者は、常に作業の安全に留意しながら現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。その詳細については、作業計画書に明記するものとする。

第4章　暴力団員等による不等介入を受けた場合の措置について

（不当介入に関する通報報告）

第１７条　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について下記のとおり講じること。

（１）本契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（２）（１）により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

（３）（１）及び（２）の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

（４）本契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより納品等の遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議を行うこと。

第5章　その他

（官公庁等への手続き）

第18条　受託者は、作業にあたり受託者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例に基づき実施しなければならない。

（苦情等の対応）

第19条　受託者は、作業にあたり、地域住民等との間に紛争等が生じないように努めなければならない。また、苦情等について、受託者が対応すべき場合は、誠意を持ってその解決に努めなければならない。

（数量）

第20条　本委託における数量総括表については別紙のとおりとする。

別紙

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当せず、「中鳥地区周辺除草外委託」の契約満了までの将来においても該当しないことを誓約します。

また、この誓約が虚偽であった場合、委託者が当該契約の契約解除請求をすることについて、一切の異議を申し立てず、当該解除請求に応じることについても誓約します。

記

１　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表　者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）　が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）　第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に　規定する　暴力団をいう。以下同じ。）である。

２　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している。

３　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

４　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

５　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

６　当契約に関する再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が１から５までのいずれかに該当することを知りながら､当該者と契約を締結する予定､又は契約を締結して　いる。

７　１から５までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、委託者から当該契約の解除を求められ、これに従わなかったとき。

四国地方整備局徳島河川国道事務所長
山本　浩之　殿

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代 表 者 名　　印

数 量 総 括 表

委 託 名　　中鳥地区周辺除草外委託

国土交通省　四国地方整備局

数量総括表

委託名	中鳥地区周辺除草外委託　　（ 当　　初 ）

委託区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量(今回)	数量増減	摘要
河川維持		式		1		
除草工		式		1		
堤防除草工		式		1		
除草		式		1		
直接費計		式		1		
消費税相当額		式		1		
委託費計		式		1		

国土交通省　四国地方整備局

参考図 S=1:1000

四国三郎の郷

野球場

ゴルフ場

ゴルフ場

テニスコート

H58.8L 58/800 65.335

H58.6L 58/600 64.215

H58.4L 58/400 63.878

H58.2

吉野川左岸距離標58k/600+20付近

吉野川左岸距離標58k/400+150付近

除草　A=10,200m2

名　称	中鳥地区周辺除草委託		
図面名	参　考　図		
作成年月日			
縮　尺	1:1000	図面番号	1 / 1
会社名			
事業者名	四国地方整備局　徳島河川国道事務所		

位置図

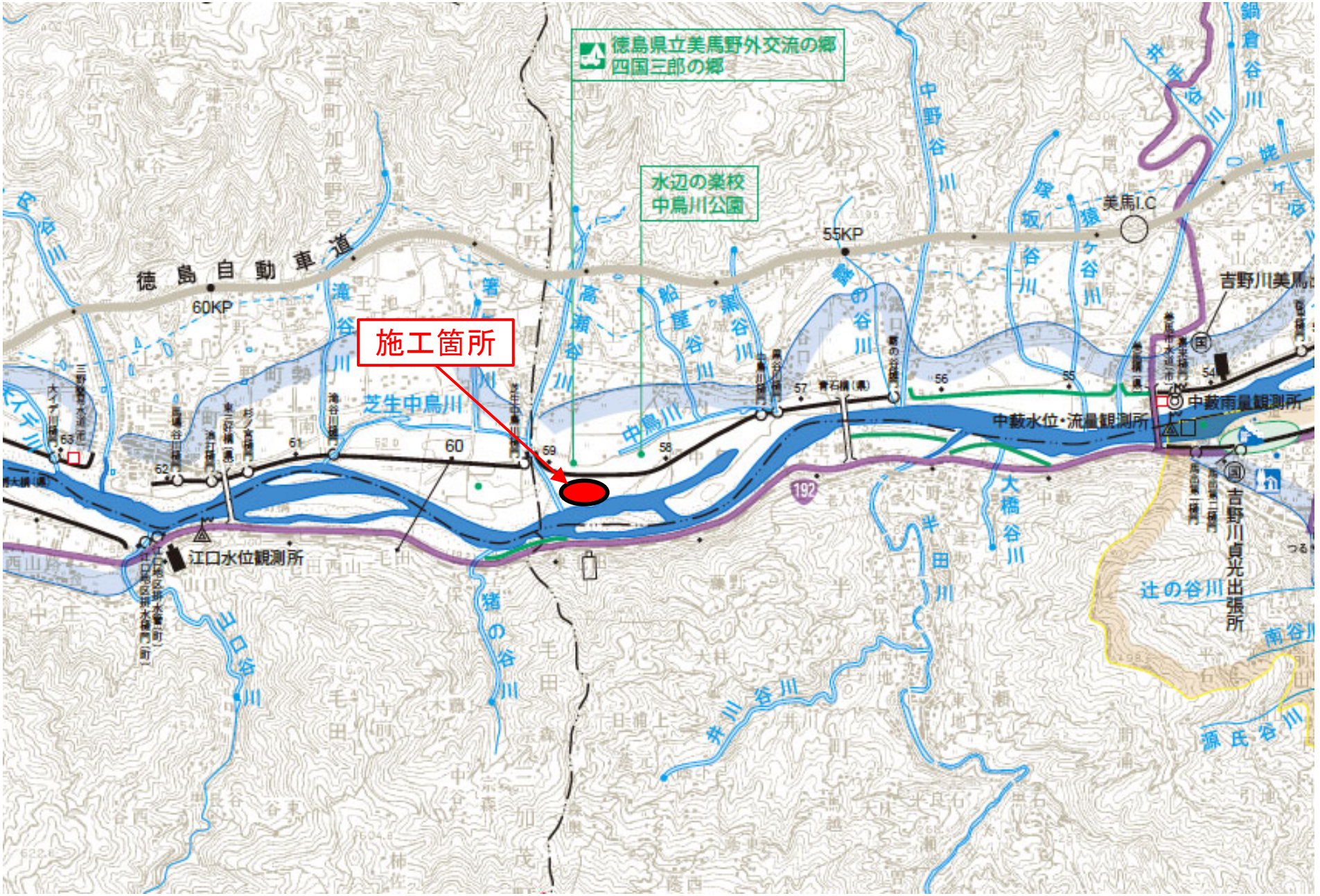

徳島県立美馬野外交流の郷
四国三郎の郷
水辺の楽校
中鳥川公園
施工箇所
徳島自動車道
60KP
55KP
美馬I.C
中野谷川
鍋倉谷川
吉野川美馬
中藪雨量観測所
中藪水位・流量観測所
芝生中鳥川
中鳥川
江口水位観測所
吉野川貞光出張所
辻の谷川
猪の谷川
井川谷川
山口谷川
半田川
大橋谷川
源氏谷川